

『南山神学』45号(2022年3月) pp.1-24.

カルケドンにおける強盗会議の後始末

ハンス ユーゲン・マルクス

449年8月、二回目エフェソスにおいて開かれた帝国教会会議は、とりわけ人事決議のため、教皇レオ1世によって、強盗会議と罵倒された。会議を招集し、落馬事故によって命を落とすまで、決議を支持していた皇帝テオドシオス2世の後を継いだマルキアノスは、原点に立ち返ろうとの決心を訴えるため、最初のエキュメニカル公会議の会場であったニカイアに新たな公会議を招集し、コンスタンティノス大帝と同様に、自身も参加する意向を世に知らせたのである¹。

451年6月26日付で、教皇レオ1世は、ニカイアに集まっていた司教たちに手紙を送り、教理の問題については、自身の見解が、強盗会議の前夜、帝国首都コンスタンティノポリスの司教フラヴィアノスに送った書簡で十分に説明されていることを前提に、その会議によって罷免された司教たちの職務回復の是非をめぐる審議こそが特に重要な課題である、と力説した²。

そのころ、現在のブルガリアに当たる帝国領にフン族の侵攻が広がっていたので、皇帝は首都を離れることができなくなり、そのため、9月末、会場はコンスタンティノポリスに面するボスポラス海峡対岸のカルケドンに移された³。現

¹ 拙論「『強盗会議』－カルケドン公会議への幸運な迂回－」『南山神学』（第44号・2021年）1-33頁参照。

² ACO II, 4, p. 52:19-25.

³ ACO II, 1, 1, p. 28:12-29:3. ラテン語訳がある (ACO II, 3, 1, p. 22:3-22)。以下、括弧の中で挙げる出典は、第二コンスタンティノポリス公会議 (553年) の間、およびその前後にも、当地に滞在していたローマの助祭ルスティクスがエフェソス・カルケドン両公会議資料の複数の原文写本を参照しながら、既存のラテン語訳を改善したもので、565年頃完成した。

在、当地はイスタンブールの都市部だが、当時は首都に近いことに加えて、海峡によって隔てられている首都ほどに修道者たちの暴動を心配する必要はない、との判断もカルケドンの会場への選択に影響したのだろう。

議場は、海岸の丘の上に建つ殉教者聖エウフェミア聖堂であった⁴。内陣と会衆席を分ける仕切りの前に、当初は七名、第五回総会以降は三名の宮廷高官のための席が用意されていた。第四回総会までは元老院の代表も同席していた。判事とも称された宮廷高官の役務は議事進行の司会と決議案の準備であったが、審議・決議自体の権限は、教皇使節をはじめ、司教職以上の参列者に限られていた⁵。

第一回総会の開会にあたって、判事の左側には、教皇使節に次いでコンスタンティノポリス、アンティオケイア、カッパドキアのカイサレイア、エフェソスの順で各司教が座り、これに続いて、オリエンス、ポントス、アジア、トラキア各州の司教たちが居並んでいた。その中には強盗会議で要の役を担っていた者もいたが、今やその会議に君臨していたアレクサンドリアの司教ディオスコロスへの反対に回っていた。開会の時点では、本人を始め、味方をしていたエジプト、パレスチナ、イリュリクムの司教たちは判事の右側の席に座り、公会議参加者の過半数を占めていた⁶。

そこで本稿では、人事案件に関わる審議と決議を整理しておこう。カルケドン公会議による教理宣言と組織改編については別途機会を設け、それぞれ個別に論ずることとしたい。

1. デイオスコロスの裁判

教皇レオ1世は、強盗会議で罷免された司教たちの職務回復の是非をめぐる

ギリシャ語の校訂版より詳しい部分もある。詳細な序説および注が整えられている三巻の英語訳もある (R. PRICE/M. GADDIS, *The Acts of Chalcedon*, Liverpool 2005)。

⁴ 丸屋根建築物は現存してはいないが、エヴァグリオスの『教会史』第二巻第三章に描写されている (PG 86, 2491C-2496C)。

⁵ 教皇使節三名のうち、ボニファティウスは司祭の位に留まっていた。

⁶ ACO II, 1, 1, p. 64:36-65:13(ACO II, 3, 1, p. 39:19-40:1)。

審議のため、自分への上訴でも主犯と訴えられていたディオスコロスの裁判が前提となる、と判断していたのだから、この案件が公会議で真っ先に取り上げられるよう求めることは使節に義務付けられていた。

1. 1. 開始

開会宣言を受けて、直ちに三名の教皇使節は中央に進み出て、団長のパスカシヌスは次のように宣言した。

「われわれの手元には、すべての諸教会の頭であり、ローマの至聖にして使徒的司教からの、ディオスコロスが公会議に同席してはならず、尋問されるべき身分で連行されねばならないとする命令があり、われわれはこれを守らなければならない。したがって、彼が出るか、われわれが去っていくか、ご判断いただきたい。」⁷

判事の指示にしたがって、ディオスコロスが中央に席を移したことによって、被告の身分が認められた、と使節は判断したので、彼らは席に戻った。すると直ちに、強盗会議までドリュラインの司教を務め、避難先のローマで教皇裁定によって司教の身分を回復したエウセビオスが、皇帝の許可により、原告として入場した⁸。弁明を求められたディオスコロスも関連資料の朗読を要請したので、最初に強盗会議の招集令が読み上げられた。その中で、参加司教全員の同意がなければ、キュロスの司教テオドレトスの参加を禁ずるとする個所が読み上げられると、判事は、教皇による身分回復と皇帝の命令を理由に、テオドレトスの即座の入場を命じた⁹。しかも、彼にエウセビオスと共に共同原告を務め

⁷ ACO II, 1, 1, p. 65:17-22 (ACO II, 3, 1, p. 40:3-8).

⁸ ACO II, 1, 1, p. 66:10-67:17 (ACO II, 3, 1, p. 41:1-42:12). エウセビオスについては、拙論「『神の母』—エフェソス公会議（431年）の決議と調停への最初の試み」『南山神学』（第39号・2016年）240頁、「カルケドン公会議への迂回—」9.23-24.31頁参照。

⁹ ACO II, 1, 1, p. 69:12-15 (ACO II, 3, 1, p. 44:3-6). テオドレトスについては、上掲拙論「カルケドン公会議への迂回」7-8.28-30頁参照。

る立場が与えられた¹⁰。

テオドレトスの参加の可否をめぐる両陳宮側からの大騒ぎが治まった後、強盗会議関連資料の朗読が再開したが¹¹、すぐにもディオスコロス主導の横暴ぶりをめぐるやり取りで中断された¹²。資料の朗読とシュプレヒコールによる中断が繰り返される中、オリエンズ州の司教たちの間から次の告白も上がった。すなわち、「我々は皆間違った。我々は皆赦しを願う」¹³。

次第にディオスコロスへの支持が弱まる中、448年11月12日にエウテュケスの裁判を開始した会議の議事録が朗読される番になった¹⁴。この会議の初めに首都司教フラヴィアノスが唱えた信仰告白の正統性について判事が本会に判断を求めた時¹⁵、正統と認める発言は大勢を占めることになり、パレスチナの司教団をはじめ¹⁶、右側から左側に移るグループが相次いだ¹⁷。

ここでは、ディオスコロス主導の横暴ぶりを訴えた司教たちのうち、448年11月12日の会議に提出した自身の信仰告白¹⁸の訂正について理由の説明を求められたセレウケイアの司教バシレイオスの発言だけを見ておこう。

「最も尊敬すべきディオスコロスよ、あなたへの恐れのため、私の告白を書き直すよう、恵まれた司教ヨハネスを通じてお願いした。実際、御自身の言葉や議場内外に並んでいていた群れによって、あなたは大きな圧力をかけた。武器を持っていた兵士が侵入していたし、こん棒を携えていたバルサウマの修道士たちやその他大勢がわれわれを包囲していた。…皆さん、今でさえ六人の仲間しか残っていないのに、われわれ全員を混乱させている

¹⁰ ACO II, 1, 1, p. 70:1-8; 97:8-14 (ACO II, 3, 1, p. 44:25-45:3; 74:15-20).

¹¹ ACO II, 1, 1, p. 70:35-38 (ACO II, 3, 1, p. 45:28-46:2).

¹² ACO II, 1, 1, p. 75:10-77:2 (ACO II, 3, 1, p. 50:5-52:6).

¹³ ACO II, 1, 1, p. 94:13-14.18-19 (ACO II, 3, 1, p. 71:8-9.13-14).

¹⁴ 上掲拙論「カルケドン公会議への迂回」8-10頁参照。

¹⁵ ACO II, 1, 1, p. 114:15-18 (ACO II, 3, 1, p. 94:6-9).

¹⁶ ACO II, 1, 1, p. 115:25-26 (ACO II, 3, 1, p. 95:14-15).

¹⁷ ACO II, 1, 1, p. 115:34; 116:4-5; 117:4 (ACO II, 3, 1, p. 95:23.30-31; 96:29-30).

¹⁸ これについて、上掲拙論「カルケドン公会議への迂回」10頁参照。

のならば、あの時にはどれほど暴力的であったかを考えてください。」¹⁹

蠟燭が灯された後にも強盗会議資料の朗読が続いたが²⁰、終わってから、判事は朗読と諸発言の結果、フラヴィアノスとエウセビオスが不正に罷免されたことが明らかになった、と総括し、ディオスコロスと共に議長を務めていた五名の司教も罷免されるよう、皇帝に進言したい旨を伝えた²¹。これに答えて、イリュリクムの司教たちからシュプレヒコールが上がった。すなわち、「私たちは皆間違った。私たちは皆赦しを必要とする」²²。

10月10日に開かれた第二回総会の閉会の際にも、イリュリクムの司教たちは同じシュプレヒコールを数回も繰り返したが²³、これに答えてオリエンズ州の司教たちからはディオスコロスの流罪を叫ぶ声上がり²⁴、コンスタンティノポリスの聖職者たちもこれに加わった²⁵。

当日の主題は教理審議の開始であった。議論の土台の一つだったフラヴィアノスへの書簡は大方承認されたが²⁶、三箇所についてパレスチナとイリュリクムの司教たちから問題が指摘された²⁷。その席で行われた三箇所の説明には満場一致で納得が表明されたものの²⁸、調査や熟慮のための時間が欲しいとの要請に答えて、判事は五日の猶予を定めた²⁹。

¹⁹ ACO II, 1, 1, p. 179:23-28.34-36 (ACO II, 3, 1, p. 169:13-17.22-25). パルサウマについては、上掲拙論「カルケドン公会議への迂回」15-16.18-19頁参照。

²⁰ ACO II, 1, 1, p. 189:35-36 (ACO II, 3, 1, p. 235:13-14).

²¹ ACO II, 1, 1, p. 195:12-24 (ACO II, 3, 1, p. 258: 15-27).

²² ACO II, 1, 1, p. 195:27-28 (ACO II, 3, 1, p. 258: 29).

²³ ACO II, 1, 2, p. 83:19-21.25-26.34-36 (ACO II, 3, 2, p. 16:31-17:2. 5-6.8-9). ギリシャ語の議事録では、「第三回総会」に数えられている(ACO II, 1, 2, p. 69:1)。

²⁴ ACO II, 1, 2, p. 83:23-24.27-28 (ACO II, 3, 2, p. 17:4.7).

²⁵ ACO II, 1, 2, p. 83:32-33.37-38 (ACO II, 3, 2, p. 17:10-11.16).

²⁶ ACO II, 1, 2, p. 81:23-31 (ACO II, 3, 2, p. 15:1-7).

²⁷ ACO II, 1, 2, p. 82:4.17.29 (ACO II, 3, 2, p. 15:13.25; 16:4).

²⁸ ACO II, 1, 2, p. 82:34-36 (ACO II, 3, 2, p. 16:9-11).

²⁹ ACO II, 1, 2, p. 82:37-83:11 (ACO II, 3, 2, p. 16:12-24).

1. 2. 違法行為の有罪判決

猶予期間中の10月13日には教皇使節をはじめ、コンスタンティノポリス、アンティオケイア、エフェソスの各司教と共に198名の司教は殉教者聖エウフェミア聖堂に集ったが、エジプト、パレスチナ、イリュリクムの司教たちは欠席していた³⁰。初めに「新ローマである帝国首都コンスタンティノポリスの大助祭兼主席書記官」³¹と記録されているアエティオスは、エウセビオスからディオスコロスを相手取る新たな告訴状が提出された、と報告した。そこで教皇使節団長パスカシヌスは自ら教皇により議長職を与えられた、と主張したうえで、アエティオスに新しい告訴状の朗読を命じた。従来 of 訴因には、議事録の偽造、白紙への署名の強制と異端の提唱が新たに加えられている³²。

事前に、二人の助祭を通じて、ディオスコロスも当日の会議へ呼び出されたが、彼は欠席していたので、首都司教アナトリオスの提議により、公会議から三人の司教がディオスコロスに対する一回目の出頭命令を託されて派遣された³³。彼らから判事の欠席を初めて知ったディオスコロスは判事の出席を自身の出頭の条件とした³⁴。二回目の出頭命令を携えて訪れた使節団に対して、ディオスコロスはこの条件を繰り返し、加えて、件の会議で自分と一緒に議長であった五名の司教にも被告席への出頭が命じられることを要求した³⁵。

第二回の派遣の記録が読み上げられた後、エウセビオスは、件の会議で他の者からもひどい目にあわされたとしても、ディオスコロスのみに対する裁判を求めている、と力説したうえで、第三回の使節派遣を要請した³⁶。要請が取り上げられる前に、ディオスコロスを告訴するためアレクサンドリアから来ていた

³⁰ ACO II, 1, 2, p. 3:1-42:36 (ACO II, 3, 2, p. 17:22-86:8). ギリシャ語の議事録では「第二回総会」(ACO II, 1, 2, p. 3:1), ラテン語訳では正しく「第三回総会」(ACO II, 3, 2, p. 17:22)に数えられている。

³¹ ACO II, 1, 2, p. 8:11-12 (ACO II, 3, 2, p. 17:29-30).

³² ACO II, 1, 2, p. 8:35-9:32 (ACO II, 3, 2, p. 18:18-19:25).

³³ ACO II, 1, 2, p. 10:10-22 (ACO II, 3, 2, p. 20:10-27).

³⁴ ACO II, 1, 2, p. 11:25-12:3 (ACO II, 3, 2, p. 22:9-23:2).

³⁵ ACO II, 1, 2, p. 13:26-30.35-37.39-40; 14:7-11 (ACO II, 3, 2, p. 25:6-10.15-17.19-21; 25:26-26:2).

³⁶ ACO II, 1, 2, p. 14:27-37 (ACO II, 3, 2, p. 26:19-29).

三人の聖職者と一人の一般信徒が会場に案内された³⁷。

各自が携えてきた告訴状は教皇に宛てられていたが³⁸、ここでは訴因の一つのみを見ておこう。それによれば、ディオスコロスは「ローマの至聖なる司教を破門し、自分と一緒に〔ニカイアへ〕出張してきた司教たちに破門状への署名を強制した」³⁹。四名の告訴状が読み上げられた後、議事録に納められ、これについても答弁を求める出頭命令を携える三回目の使節が被告に遣わされた⁴⁰。三名の司教は説得に務めたものの、もう十分に答えた、という反応しかなかったため、ゲルマニケイアの司教ヨアンネスは新しく提出された告訴状に述べられている件が決して軽いものではない、と力説したうえで、こう訴えた。「聖職者たちに共通の罪はひねくれた精神である。ある人々から讒言を被っていることを御存じなら、聖なる公会議までの道は長くない。嘘なら、急いで、疑念を晒しなさい」⁴¹。これに対するディオスコロスの返事をもって議事録はこの件を締めくくっている。すなわち、「言ったことは言ったことである。これは自分には足りる」⁴²。

この朗読を受けて、パスカシヌスは繰り返し「何が皆さんに適いますか」と尋ねたが、五回目にアンティオケイアの司教マクシモスは「あなたに合うことに私たちは同意いたします」と答えた⁴³。そこでパスカシヌスは、教皇使節団を代表して、有罪判決の理由を次の五点にまとめた。(一)合法的に自らの司教によって罷免されたエウテュケスを、教会法に反して、再び教会との交わりに迎え入れた。しかも、これはエフェソスに他の司教たちと集まる前のことであった。彼らが教皇と公会議に従順を示したため、使徒座は彼らにエフェソスで強制されたことを赦した。しかしながら、ディオスコロスは、今日に至って、エ

³⁷ ACO II, 1, 2, p. 14:38-15:1 (ACO II, 3, 2, p. 26:30-27:6).

³⁸ ACO II, 1, 2, p. 15:31-32; 17:11-12; 20:17-18; 23:7-8 (ACO II, 3, 2, p. 28:4-5; 30:17-18; 35:2-3; 38:15-16).

³⁹ ACO II, 1, 2, p. 16:29-34 (ACO II, 3, 2, p. 29:21-24).

⁴⁰ ACO II, 1, 2, p. 24:28-25:5 (ACO II, 3, 2, p. 40:17-41:3).

⁴¹ ACO II, 1, 2, p. 27:14-16 (ACO II, 3, 2, p.44:2-4).

⁴² ACO II, 1, 2, p. 27:16 (ACO II, 3, 2, p.44:5).

⁴³ ACO II, 1, 2, p. 28:18-20 (ACO II, 3, 2, p.45:16-18).

フェソスでの行いを悔いるどころか、頑固に誇っている⁴⁴。(二)教皇がフラヴィアノスに送った書簡の朗読を繰り返し要請され、かつ、朗読を確約したにもかかわらず、書簡は読み上げられるに至らなかった⁴⁵。(三)全世界の教会をつまづかせた第二の罪は第一のそれを超えているうえで、軽率に教皇を破門した⁴⁶。(四)加えて、彼の不公平を訴える複数の告訴状は公会議に提出された⁴⁷。(五)三回の出頭命令を無視したことによって、自らを断罪することになった⁴⁸。

「それゆえ、偉大な古ローマの至聖にして、最も祝福されている大司教レオは、われわれおよび開催中の聖なる公会議を通じて、… ディオスコロスの司教職を奪い、すべての司祭の務めから彼を外す。したがって、この聖なる偉大な公会議は、件のディオスコロスについては、教会法に適用と思われることを決定してください。」⁴⁹

教皇使節団の原案に首都司教アナトリオスが賛成した後⁵⁰、他の司教が口頭で彼に同意を表明した⁵¹。直ちに判決は本人に届かれた。

「神の恵みによって最も敬虔にして神に愛さる皇帝の定めに従って、ビテュニアの都市カルケドンにおいて、勝利に輝く殉教者聖エウフェミア聖堂に集まっている聖なる偉大なエキュメニカル公会議からディオスコロスへ。

⁴⁴ ACO II, 1, 2, p. 28:28-35 (ACO II, 3, 2, p. 45:25-46:6).

⁴⁵ ACO II, 1, 2, p. 28:35-29:3 (ACO II, 3, 2, p. 46:6-10).

⁴⁶ ACO II, 1, 2, p. 29:7-9 (ACO II, 3, 2, p. 46:13-15).

⁴⁷ ACO II, 1, 2, p. 29:9-10 (ACO II, 3, 2, p. 46:15-17).

⁴⁸ ACO II, 1, 2, p. 29:10-14 (ACO II, 3, 2, p. 46:17-21).

⁴⁹ ACO II, 1, 2, p. 29:14-20 (ACO II, 3, 2, p. 46:21-26).

⁵⁰ ACO II, 1, 2, p. 29:21-26 (ACO II, 3, 2, p. 46:27-31).

⁵¹ ACO II, 1, 2, p. 29:27-34:9 (ACO II, 3, 2, p. 47:1-71:29). ギリシャ語の議事録では各司教の名前と都市が並べられているうえで「全員が首都コンスタンティノポリスの神に愛される司教アナトリオスが言ったことに同意した」(ACO II, 1, 2, p. 34:10-11)としか記されていないが、ラテン語訳では各自の発言の内容も記録されている(ACO II, 3, 2, p. 47:1-71:29)。署名の数は、ギリシャ語の議事録では220に留まっており(ACO II, 1, 2, p. 40:5)、ラテン語訳では308に上っている(ACO II, 3, 2, p. 83:6)。

教会法の諸規定を軽んじ、この聖なるエキュメニカル公会議に不従順であったことに加えて、その他に有罪と判明したことについても答弁するため、この聖なる偉大な公会議によって、神聖な諸規定に則って三回出頭を命じられたにもかかわらず、出席しなかったがゆえに、あなたは10月13日に、聖なるエキュメニカル公会議によって、司教職を奪われ、教会のすべての務めから外されたことを承知してください。」⁵²

数日後、コンスタンティノポリスとカルケドンの住民に宛てられている告示では、本人が広める噂に反して、復帰はありえない、と述べられている⁵³。

1. 3. 余波

10月17日、ディオスコロスの裁判の後に開かれた最初の総会のため予定されていた議題はフラヴィアノスへの書簡であった。第二回総会では三箇所について疑問を表明したイリュリクムとパレスチナの司教を含め、書簡の正統性について行われた個別評決はおしなべて肯定的であった⁵⁴。また賛意を唱えた集合評決は、強盗会議において、ディオスコロスと共に議長を務めていた五名の司教については、彼らもフラヴィアノスへの書簡に署名したのだから「レオのように信じる」とのシュプレヒコールをもって締めくくられた⁵⁵。これに答えて、判事は、皇帝に進言したことについて返事を待っている、と参列者に伝えたいので、こう続けた。

「皇帝陛下とわれわれに知られていないうちに皆さんから罷免されたディオスコロスについては、皆さんは神に責任を負う。また、執り成しをしているあの五名に加えて、聖なる公会議において行われるすべてのことにつ

⁵² ACO II, 1, 2, p. 41:34-42:3 (ACO II, 3, 2, p. 85:33-86:8).

⁵³ ACO II, 1, 2, p. 42:20-34 (ACO II, 3, 2, p. 85:1-16).

⁵⁴ ACO II, 1, 2, p. 93:36-103:32 (ACO II, 3, 2, p. 106:4-111:15).

⁵⁵ ACO II, 1, 2, p. 109:17 (ACO II, 3, 2, p. 113:9-10).

いても、皆さんは神に責任を負う。」⁵⁶

その後数時間が経ってから、皇帝が五名の扱いを公会議の判断に委ねた、との報告を受けて、首都司教は彼らの公会議への帰還を提議し、これに「レオの書簡に署名した者は公会議へ」とのシュプレヒコールが答えた⁵⁷。大喝采で五名が迎えられた後、判事は新たな問題を提起した。すなわち、「前日、エジプトのある司教たちが皇帝陛下に信仰告白を提出し、陛下はあなたがたの聖なる公会議の前にこれが朗読されることを望んでおられる」⁵⁸ということであった。

十三名の司教が入場した後、書記官から読み上げられた信仰告白は自分たちが福音書著者マルコに始まってキュリロスに至った伝承の弟子であるという自己紹介で始まり、「アレイオス派、エウノミオス派、マニ教、ネストリオス派」に加えて「わたしたちの主の肉は、罪を除いて、すべてにおいて私たちに等しく聖なる神の母、乙女マリアから生まれたのではなく、天から来たのだ、という者、さらには、カトリック教会とは異なることを信じ、教えるすべての異端者は排斥されるよ」という宣言で終わっている⁵⁹。

直ちに「なぜエウテュクスを排斥しなかったか」⁶⁰と叫ぶ声上がり、「エウテュクスを排斥しない者は異端者だ」⁶¹と唱えるシュプレヒコールに圧倒されて十三名は「エウテュクスと彼のように信じる者が排斥されよ」⁶²と宣言した。エウテュクスの排斥に加えて、署名によるフラヴィアノスへの書簡の承認も彼らに突きつけられたが、エウテュクスの排斥とは対照的にこの要求は一貫して拒否された。何度も繰り返された理由は、エジプト教会における最高責任者がいない場合には、エジプトの司教たちが重要な行為を為しえない、ということ

⁵⁶ ACO II, 1, 2, p. 109:21-24 (ACO II, 3, 2, p. 113:13-15).

⁵⁷ ACO II, 1, 2, p. 109:37-38 (ACO II, 3, 2, p. 113:27-28).

⁵⁸ ACO II, 1, 2, p. 110:6-9 (ACO II, 3, 2, p. 114:4-7).

⁵⁹ ACO II, 1, 2, p. 110:35-39 (ACO II, 3, 2, p. 114:31-115:3).

⁶⁰ ACO II, 1, 2, p. 111:13 (ACO II, 3, 2, p. 115:18).

⁶¹ ACO II, 1, 2, p. 112:20 (ACO II, 3, 2, p. 117:3).

⁶² ACO II, 1, 2, p. 112:21-22 (ACO II, 3, 2, p. 117:4).

であった。これを嘲笑する発言も相次いだ。が、判事と教皇使節はエジプト教会の慣行が尊重されるべきだ、と判断し、ディオスコロスの後任が選ばれるまでは署名によるフラヴィアノスへの書簡の承認を要求しないことで合意した⁶³

エジプトの司教たちが退場した後、公会議に先立って皇帝に送られた嘆願書の発送人について、情報提供を依頼されていたコンスタンティノポリス在住の十八名の修道院長や司祭が入場した⁶⁴。嘆願書の発送人はこぞって修道院長であるかのような印象を与えるものであったが、筆頭のカロソスとドロテオスに加えて、エウテュケスの師であるマクシモスだけが修道院長であって、残る十数名のうち6名ほど全く知られていない、という情報もたらされた⁶⁵。

引き続いて、カロソスとドロテオスとともに五名が議場に案内された。彼らの嘆願書が読み上げられた後⁶⁶、これを基礎にディオスコロスの処遇に抗議し、彼の復帰を求める文書も朗読された⁶⁷。この文書はニカヤ信条とは異なる信条の作成と使用を禁じるエフェソス公会議の規定についての言及で締めくくられている⁶⁸。これを念頭に首席書記官アエティオスは、341年のアンティオケイア教会会議によって採択された第五条の規定を引用するにあたって「司教たちが教えることを聖職者、修道士とすべてのキリスト教徒が守るべきだ、ということも規定されている」⁶⁹と皮肉った。

判事から、「聖なる全公会議の教えに同意するか」と尋ねられた時、カロソスと彼の仲間はエフェソス公会議に従ってニカヤ信条以外の教えを知らない、と答えた⁷⁰。その際、彼らがニカヤ信条の排他性について皇帝から自分たちに

⁶³ ACO II, 1, 2, p. 114:1-19 (ACO II, 3, 2, p. 118:33-119:15). デイオスコロスの後任が選ばれるまで、エジプトの司教たちがコンスタンティノポリスに駐在するべき条件は合意に結びついてきたものの、451年11月、プロテリオスはアレクサンドリアで後任に選ばれた。

⁶⁴ ACO II, 1, 2, p. 114:20-29 (ACO II, 3, 2, p. 119:16-24).

⁶⁵ ACO II, 1, 2, p. 114:30-115:5 (ACO II, 3, 2, p. 119:25-120:5).

⁶⁶ ACO II, 1, 2, p. 115:38-116:24 (ACO II, 3, 2, p. 121:6-122:7).

⁶⁷ ACO II, 1, 2, p. 117:3-12; 117:25-118:2 (ACO II, 3, 2, p. 122:24-123:7; 123:17-124:8).

⁶⁸ 上掲拙論「エフェソス公会議」266頁参照。

⁶⁹ ACO II, 1, 2, p. 118:4-6 (ACO II, 3, 2, p. 124:9-11).

⁷⁰ ACO II, 1, 2, p. 118:16-36 (ACO II, 3, 2, p. 124:23-125:14).

与えられた約束を引き合いに出したので⁷¹、皇帝の意向を確認するため、一人の司祭が宮廷に遣わされた⁷²。

10月20日に開かれた総会⁷³において、皇帝からの返事は次のように報告された。皇帝自身が争いを解決するつもりであったならば、公会議を招集したはずもない。公会議は現に集まっており、修道士らの処遇についても公会議から皇帝に報告されたのだから、皇帝は彼らに、公会議に出向いて、未知のことについて公会議の指導を仰ぐよう命じる。実際に、皇帝自身も公会議が決定することは安心して受理する、という返事であった⁷⁴。

結局、11月15日までに、公会議に同意しない限り、カロソスと仲間は罷免されることになった⁷⁵。この後のことについて、議事録はない。レオ1世の書簡ではカロソスとドロテオスについて、従来立場にこだわったので、皇帝の命令で修道院から追放された、と述べられている⁷⁶。

2. 罷免の再審

10月22日の第五回総会で採択された教理は、三日後の第六回総会において、皇帝と皇妃の臨席のもとで厳かに宣言された。喝采から公会議の解散を求める声も上がったことを受けて⁷⁷、皇帝はなおも残っている課題も処理されるため、参列者に数日の忍耐を呼びかけるとともに、それに先立つ帰路への出立を禁じた⁷⁸。人事面では強盗会議によって罷免された司教の復帰可能性をめぐる再審は特に重要な残存課題であった。最後に取り上げられたサビニアノスの案件は、真っ先に処理されたテオドレトスとイバスのそれほど重要ではなかったもの

⁷¹ ACO II, 1, 2, p. 117:25-27; 120:33-36 (ACO II, 3, 2, p. 123:18-21; 127:23-26).

⁷² ACO II, 1, 3, p. 99:30-36.

⁷³ ACO II, 1, 3, p. 99:24-110:9. この総会に番号が付いていない。以来の総会に参加する判事は三名に限られている。

⁷⁴ ACO II, 1, 3, p. 100:3-18.

⁷⁵ ACO II, 1, 3, p. 101:13-28.

⁷⁶ Ep.136, 4; 142, 2(ACO II, 4, p. 91:19-23; 95:20-23).

⁷⁷ ACO II, 1, 2, p. 157:39-41(ACO II, 3, 2, p. 180:6-8).

⁷⁸ ACO II, 1, 2, p. 158:1-5(ACO II, 3, 2, p. 180:9-13).

の⁷⁹、単なる人事案件を超えて、教会組織の改編に取り組むべき問題意識を公会議参加者の間で深化させたといえる⁸⁰。

2. 1. テオドレトス

教皇の裁定によってテオドレトスは司教の身分を回復したものの、キュロス市の司教職に復帰できるため公会議の承認は不可欠であった。10月26日に開かれた第八回総会⁸¹に出席するため入城したテオドレトスは「たった今排斥せよ」というシュプレヒコールによって迎えられることになった⁸²。自分の思いを公会議に知らせるため、彼は皇帝と教皇使節に提出した文書の朗読を要請したが、その反応は「聞きたくない。たった今ネストリオスを排斥せよ」というものであった⁸³。

二回ほど同様なシュプレヒコールが繰り返されたうえで⁸⁴、テオドレトスは自分の信仰を述べる機会がなければ排斥もできない、と反論した⁸⁵。これに新たなシュプレヒコールが答えた。すなわち、「こいつは異端者だ。こいつはネストリオス派だ。異端者を追い出せ」⁸⁶。即座にテオドレトスは次のように宣言した。

「ネストリオスは排斥されよ。そして、聖なる乙女マリアが神の母であると

⁷⁹ 上掲拙論「カルケドン公会議への迂回」7-8.14-16.26-29 頁参照。

⁸⁰ サビニアノスの案件を処理した第十四回総会と同じ日の夜、判事と教皇使節の欠席で開かれた会議（ACO II, 1, 3, p. 88:6-8 [ACO II, 3, 3, p. 101:15-18]）では、首都司教の首位権を全東方教会に広める一方で、東方教会内の各地方首都司教の権限を強める第二十八条の原案が作成され、翌日には最後の総会で採択された。

⁸¹ ACO II, 1, 3, p. 7:7-9 (ACO II, 3, 3, p. 10:28-29)。ギリシャ語の議事録では第九回総会に数えられている。テオドレトスの再審に先立つ同日開催の第七回総会においては、アンティオケイアとエルサレムの各司教の管轄範囲について行われた調停が報告・承認されたので (ACO II, 1, 3, p. 3:1-7:6 [ACO II, 3, 3, p. 3:1-5:16])、その後の総会はおそらく午後に関わった。

⁸² ACO II, 1, 3, p. 9:3 (ACO II, 3, 3, p. 13:2)。

⁸³ ACO II, 1, 3, p. 9:8-9 (ACO II, 3, 3, p. 13:7)。

⁸⁴ ACO II, 1, 3, p. 9:14-15.21-22 (ACO II, 3, 3, p. 13:12-13.19-20)。

⁸⁵ ACO II, 1, 3, p. 9:23-24 (ACO II, 3, 3, p. 13:21-22)。

⁸⁶ ACO II, 1, 3, p. 9:25-26 (ACO II, 3, 3, p. 13:23-24)。

言わない者、さらに、独り子、唯一の子を二人の子に分割する者も排斥されよ。私は教理の提議と至聖なる大司教の〔フラヴィアノスへの〕書簡に署名したし、その通りに考えている。このすべての後、無事に行かせてください。」⁸⁷

テオドレトスをめぐっては、これですべての嫌疑が晴れた、と判事は告げたうえで、キュロス市の司教職への復帰について公会議の判断を要請した⁸⁸。すると、教皇への賛辞とともに、復帰への賛意を唱えるシュプレヒコールが湧き起こった⁸⁹。その後が続いた個別評決では教皇使節に始まり、帝国首都司教に加えて、六名の賛成が得られた後、次のような集合評決に至った。「これは正しい判断であり、正しい判決である。これはキリストの判断である。これらにわれわれも同意する」⁹⁰。これに判事はつぎのように応答した。「聖なる公会議の決定によって、至聖なる司教テオドレトスはキュロス市の教会を取り戻す」⁹¹。

最後には、強盗会議において詳しい審理の対象となったものの、判決が直轄エデッサの司教として罷免されたイバスの後任のもとに開催されるべき地方教会会議に委ねられたテラの司教ソフロニオスに加えて⁹²、本会義中の発言でシンパとしての疑いを招いたゲルマニケイアの司教ヨアンネスにはネストリオスとエウテュケスに対する排斥宣言、シデの司教アンフィロキオスにはエウテュケスだけを排斥する宣言が求められ、これらも要請通りに行われた⁹³。

⁸⁷ ACO II, 1, 3, p. 9:27-31(ACO II, 3, 3, p. 13:25-28).

⁸⁸ ACO II, 1, 3, p. 9:32-39(ACO II, 3, 3, p. 13:29-14:3).

⁸⁹ ACO II, 1, 3, p. 10:1-5(ACO II, 3, 3, p. 14:4-8).

⁹⁰ ACO II, 1, 3, p. 11:3-5(ACO II, 3, 3, p. 15:9-10).

⁹¹ ACO II, 1, 3, p. 11:6-7(ACO II, 3, 3, p. 15:11-12).

⁹² J. FLEMMING, *Akten der Ephesinischen Synode vom Jahre 449. Syrisch mit Georg Hoffmanns deutscher Übersetzung und seinen Anmerkungen*, Göttingen 1917, 81-85.

⁹³ ACO II, 1, 3, p. 11:8-16(ACO II, 3, 3, p. 15:13-21). 三名については一切の議論が記録されていないが、とりわけソフロニオスの件は排斥宣言を要求するシュプレヒコールだけでは処理されたはずもないだろう。

2. 2. イバス

同日には、おそらく午後遅い時刻に開かれた第九回総会ではイバスの罷免にかかわる再審が始まった⁹⁴。イバスは、自身がまさにそのために皇帝から公会議に遣わされたのだと告げたい⁹⁵、問題の発生、展開を次のように振り返った。エウテケスに同情しているヒメリアの司教ウラニオスに誘われて、配下の一部の聖職者たちが冒瀆など種々の犯罪で自身を告訴したが、ティルスとペイルートにおいてそれぞれの司教によって共同で行われた聞き取りの調査で自身が無罪であることが認められたにもかかわらず、強盗会議によって自身は罷免された⁹⁶。配下の他の聖職者は調査を行った両司教に提出した文書でも、自身が無罪であることを証言している、との公会議への再審請求をもって、イバスは発言を締めくくった⁹⁷。

教皇使節が調査報告の朗読を要請したことを受けて、449年2月25日にテュルスで行われた調査についての報告書が読み上げられた。そもそもイバスを告訴した聖職者のうち四名もその席でイバスが無罪である判断に同意したことの証拠として、彼らの署名も調査を担当していた両司教のそれと並んでいる⁹⁸。教皇使節は、出席中の両司教が当時の判断を今でも支持しているか、という質問に肯定的な回答を得たうえで、その判断に同意する発言を公会議参加者らに求めた。ところが、反応は得られなかったので、判事は公会議の判断を翌日に開かれる総会の継続審議に委ねることとした⁹⁹。翌日に開かれた第十回総会¹⁰⁰の冒頭に再びイバスが立ち、判事と公会議を相手に前日より一層切実に再審を嘆願した。

⁹⁴ ギリシャ語の議事録では第十回総会に数えられている（ACO II, 1, 3, p. 11:19-21）。

⁹⁵ ACO II, 1, 3, p. 13:26-28(ACO II, 3, 3, p. 16:6-8)。

⁹⁶ ACO II, 1, 3, p. 13:29-38(ACO II, 3, 3, p. 16:8-17)。

⁹⁷ ACO II, 1, 3, p. 13:38-40(ACO II, 3, 3, p. 16:17-19)。ペイルートとティルスで行われた調査については、上掲拙論「カルケドン公会議への迂回」15頁参照。

⁹⁸ ACO II, 1, 3, p. 14:10-16:15(ACO II, 3, 3, p. 17:1-19:25)。

⁹⁹ ACO II, 1, 3, p. 16:18-29(ACO II, 3, 3, p. 19:27-20:10)。

¹⁰⁰ ギリシャ語の議事録では第十一回総会に数えられている（ACO II, 1, 3, p. 16:30-31）。

「エウテュケスは信仰について私を誹謗し、教会会議への参加を許さなかった。相次いで四十ほどの住居に私を住まわせ、あたかもアンティオケイアには泊まれるような牢獄がないかのように、二十以上の牢獄を転々してきた。断罪されたのだから、と言われた。貴殿と皆さんの聖なる公会議は、裁判なしに私の不在のまま私の身に起こったことを片付けよう、と望むなら、それは皆さんの権限内にある。既に申したとおり、そのため、私は皇帝陛下の前に進み出た。そして、貴殿と皆さんの聖なる公会議が私の身に起こったことを聞き、かつ、諸決定から何の有罪判決も受けていないことを知らせるように、と命じられている。」¹⁰¹

判事は公会議に判断を要請し、これを受けて、最初にはイバスの全面的な復帰を提案する発言が相次いだ¹⁰²。しかし、ついに反対の声も上がり、新たに現れた証人の入場が要請された¹⁰³。彼らは、イバスの有罪判決が正当であることを証明するため、前日には読み上げられるに至らなかったバイルートで行われた聞き取りの調査に関する資料の朗読を要請した¹⁰⁴。

引き続いて長時間にわたって読み上げられた資料は二つである。一つは、448年10月26日の日付で、役員ダマスキオスにイバスに対する聞き取りの調査を監督するため、ヒメリアの司教ウラニオスと一緒に現地への主張を命ずる勅令であり¹⁰⁵、今一つはバイルートで行われた調査の記録である¹⁰⁶。

ダマスキオスへの勅令で前提となっているとおり、バイルートで行われた調査には、ティルスとバイルートの両司教に加えて、もとよりイバスの告発を誘導したヒメリアの司教ウラニオスも関わっていたし、役員ダマスキオスも同席

¹⁰¹ ACO II, 1, 3, p. 17:1-9(ACO II, 3, 3, p. 20:16-25).

¹⁰² ACO II, 1, 3, p. 17:10-23(ACO II, 3, 3, p. 21:1-14).

¹⁰³ ACO II, 1, 3, p. 17:24-25(ACO II, 3, 3, p. 21:15-16).

¹⁰⁴ ACO II, 1, 3, p. 17:27-28; 19:1-5(ACO II, 3, 3, p. 21:19-21; 23:1-5).

¹⁰⁵ ACO II, 1, 3, p. 19:6-24(ACO II, 3, 3, p. 23:6-22).

¹⁰⁶ ACO II, 1, 3, p. 19:25-34:27(ACO II, 3, 3, p. 23:23-43:2).

していた¹⁰⁷。その調査には九名ほどの証人が登場していたが、三名だけが発言を分担していた¹⁰⁸。その一人のマラスはエデッサの聖職者から告訴された冒流発言をこう引用した。「キリストが神になったことを妬むことはない。実際に神になった限り、私もそうなった」¹⁰⁹。この発言の真偽を問われると、イバスはこう答えた。「これを言った人、また讒言している人は排斥されよう。実際に、私はそんなとんでもないことを言ったことはない」¹¹⁰。

証人が発言の時と所について質問されたことをうけて、もう一人のサムエルは、三年前の復活祭、慣例により司教からプレゼントをもらうため司教館の食堂に集まっていた聖職者たちへの挨拶でイバスはこの発言をした、と答えた¹¹¹。しかし、証言は三名に限られていたので、不十分と判断された¹¹²。

そこでマラスは「恵まれたキュリロスを異端者と呼んだことはないか」¹¹³と、新たな前線を開いた。イバスは、エフェソス公会議の時からオリエンズ州のすべての司教が彼を異端視していた期間に限って自身もキュリロスを異端者と呼んだことを認めたくえて、当時にはアンティオケイアとアレクサンドリアとの間の仲介に尽力していたエメサの司教の役割を引き合いに出しながら、次のように力説した。

「パウロスがオリエンズ州の司教たちの信仰告白を携えて、アレクサンドリアに行き、そしてキュリロスの十二破門条項について自分たちの解釈が本人から受理された後、私たちは皆、交わりを保持していたし、以来、だれもキュリロスを異端者と呼んでいない。」¹¹⁴

¹⁰⁷ ACO II, 1, 3, p. 19:26-29(ACO II, 3, 3, p. 23:24-24:1).

¹⁰⁸ ACO II, 1, 3, p. 19:31-33(ACO II, 3, 3, p. 24:3-4).

¹⁰⁹ ACO II, 1, 3, p. 27:3-4(ACO II, 3, 3, p. 33:6-7).

¹¹⁰ ACO II, 1, 3, p. 27:7-8(ACO II, 3, 3, p. 33:10-11).

¹¹¹ ACO II, 1, 3, p. 27:17-26(ACO II, 3, 3, p. 33:20-29).

¹¹² ACO II, 1, 3, p. 30:25-28(ACO II, 3, 3, p. 37:26-29).

¹¹³ ACO II, 1, 3, p. 30:30(ACO II, 3, 3, p. 37:31).

¹¹⁴ ACO II, 1, 3, p. 31:22-25(ACO II, 3, 3, p. 39:1-3). ここで前提となっている経緯について詳しくは、上掲拙論「エフェソス公会議」271-274 参照。

そこで調査に当たっていた司教は、キュリロスの死後、イバスが彼を異端者と呼んだことの証拠を証人に要求したことを受けて、その証拠としては、イバスからササン朝ペルシア領内に司教を務めていたマリに送られた手紙が読み上げられた¹¹⁵。その手紙の朗読をもってバイルートで行われた調査の記録は突如中断している。

テュルスで行われた調査についての報告書とは対照的に、日付も署名も付いていない。また、ティルスで行われた調査にはウラニオスに加えて、勅令によって調査の監督を命じられていた役員ダマスキオスも関わった形跡はない。こうした正常ならざる事実に基づく推察が許されるならば、マリへの手紙の評価をめぐっては、地元の両司教と皇帝側から遣わされていた二人との間でもめつたのだろう。

カルケドン公会議の席で、マリへの手紙の朗読が終わった直後、イバスはエデッサの六十六名の聖職者からアンティオケイアの司教をはじめ、ティルスとバイルートの両司教に提出された文書の読み上げを要請した¹¹⁶。その文書では問題の冒涇発言について「それを彼自身からも、他の誰からもまったく聞いたことはない」¹¹⁷と力説されている。

これで十分だとのコメントを加えたうえで、判事は完璧を期するために、強盗会議の議事録からイバスに関わる部分も読み上げられるよう、と提議した¹¹⁸。教皇使節がこれに反対すると、教皇使節への支持を表明した首都司教アナトリオスは、「エフェソスで行われた第一の会議の後には当地に行われた会議が公会議と称されることに加えて、そこで決められたことが守られることをも禁じるよう」皇帝に提案したい意向を伝えた¹¹⁹。引き続いて、十四名の個別評決でも

¹¹⁵ ACO II, 1, 3, p. 32:3-34:27 (ACO II, 3, 3, p. 39:21-43:2). この手紙については、拙論「『三章論争へのプレリュード』—エフェソス公会議後の新たな抗争の第一期—」『南山神学』40号 (2017年3月) 32-35頁参照。

¹¹⁶ ACO II, 1, 3, p. 34:28-34 (ACO II, 3, 3, p. 43:3-8).

¹¹⁷ ACO II, 1, 3, p. 35:8-9 (ACO II, 3, 3, p. 43:18-19).

¹¹⁸ ACO II, 1, 3, p. 38:3-5 (ACO II, 3, 3, p. 46:23-25).

¹¹⁹ ACO II, 1, 3, p. 38:22-24 (ACO II, 3, 3, p. 47:15-17) .

強盗会議の黙殺に賛成が表明された。これを受けて判事がイバスの処遇について公会議の判断を訪ねると、教皇使節を代表して、団長パスカシヌスは次のように宣言した。

「資料の読み上げから分かったことは、司教たちによって最も尊敬すべきイバスが無罪と認められたことであり、[マリへの]手紙の読み上げから分かったことは、イバスが正統だ、ということである。それゆえ、司教の身分と不正に奪われたエデッサの司教職に復帰するべきである、と判断する。昨今イバスに替わってエデッサの司教になった最も尊敬すべきノンノスの処遇については、アンティオケイアの最も尊敬すべき司教が計らうべきである。」¹²⁰

引き続き評決に立った首都司教アナトリオスも資料の読み上げからイバスを相手取って申し立てられた訴訟が無実であることが明らかになった一方、公会議によって定義された教理と教皇からフラヴィアノスに送られた書簡を受理しているため、エデッサの司教職への復帰に賛成し、現職司教が適切な処遇を受けよう、アンティオケイアの司教に要請した¹²¹。

これに答えて、アンティオケイアの司教はしかるべき手続きを約束するにあたり、教皇使節と同様に、イバスからマリに送られた手紙を取り上げ、「その朗読の結果、イバスが正統であることが明らかになった」と断言した¹²²。残る21名の個別評決でも、やや控えめであったエルサレムの司教ユヴェナリオスのそれは別にして、イバスの正統性とエデッサの司教職への復帰が承認された¹²³。これに加えて集合評決では、ネストリオスとエウテュケスに対する排斥宣言は

¹²⁰ ACO II, 1, 3, p. 39:23-31(ACO II, 3, 3, p. 48:24-49:2). 457年10月28日にイバスがなくなった後、ノンノスは終生エデッサの司教を務めていた。

¹²¹ ACO II, 1, 3, p. 39:32-40:7(ACO II, 3, 3, p. 49:3-10).

¹²² ACO II, 1, 3, p. 40:10-11(ACO II, 3, 3, p. 49:13-14).

¹²³ ACO II, 1, 3, p. 40:18-42:8(ACO II, 3, 3, p. 49:21-52:6).

イバスに要求された¹²⁴。

2. 3. サビニアノス

サビニアノスの案件は、ユーフラテス地方のペレア市の聖職者が自分たちの司教アタナシオスを教会財産の横領でアンティオケイアの司教ドムノスに告訴したことに起因する。ドムノスは被告の直接上司に当たるヒエラポリスの司教に調査を命じたことが分かった時に、アタナシオスはペレアから姿を決したが、いつの間にか戻っていた。彼に説き伏せられたキュリロスに加えて、その勧めに答えて、首都司教プロクロスもアタナシオスをとりにしたので、皇帝はドムノス自身に調査と裁判を命じた。これが 445 年にアンティオケイアで開かれた教会会議の議題となった。しかし、アタナシオスは欠席し、三回におよぶ出頭命令を無視したため、教会会議によってアタナシオスの罷免が可決され、ヒエラポリスの司教に速やかな後任人事が要請された。

そのような経緯で地元の修道院で院長を務めていたサビニアノスはペレアの司教になったが、強盗会議の決定により自身が罷免される一方、彼の前任者は後任となり、しかもカルケドン公会議に出席していた。そのような異常事態の扱いは、10月31日に開かれた第十四回総会において唯一の議題であった¹²⁵。サビニアノスの皇帝への上訴と公会議への嘆願書が読み上げられた後¹²⁶、弁解を求められたアタナシオスの要請に基づき、自身についてキュリロスとプロクロスからアンティオケイアの司教ドムノスに送られたそれぞれの手紙が朗読された。それらの手紙では、自身の配下の聖職者によって司教職を剥奪された、というアタナシオスからの偽りの情報を前提に、彼に対する援助の是非と方法が論じられている¹²⁷。

引き続き、サビニアノスの要請で、445年にアタナシオスの罷免を決議した

¹²⁴ ACO II, 1, 3, p. 42:9-18(ACO II, 3, 3, p. 52:7-16).

¹²⁵ ギリシャ語の議事録では第十五回総会に数えられている (ACO II, 1, 3, p. 63:1-2)。

¹²⁶ ACO II, 1, 3, p. 64:40-66:7(ACO II, 3, 3, p. 71:24-73:9).

¹²⁷ ACO II, 1, 3, p. 66:20-68:37(ACO II, 3, 3, p. 73:22-76:19).

教会会議の議事録が朗読された後¹²⁸、その会議に参加していたカルケドン公会議への出席者に罷免決議の理由について証言が求められた¹²⁹。六名のうち最初のダマスカスの司教テオドレトスの証言は代表的なものであろう。

「ペレア人の教会の聖職者はアタナシオスを告訴した。彼は出頭を命じられたが、ある者が自分に敵意を抱いているという理由で出頭しなかった。二回目の出頭命令にも彼は応じなかった。三回目の出頭命令が送られたが、これにも応じなかったことを受けて、教会法の諸規定に従い彼に罷免の判決が言い渡された。」¹³⁰

同じ理由を揚げた最後の証言の冒頭には次の事実が指摘された。「彼を相手取って申し立てられた訴因については何の議論も行われなかったし、彼自身も尋問されたことはなく、原告はもっぱら一方的に彼を告訴したばかりであった」¹³¹。そこで判事は「自分の言い分が役に立ったはずなのに、なぜ三回目の出頭命令にも応じなかったか」と尋ねた時¹³²、「裁き手自信、すなわちアンティオケイアの司教が私の敵であったから」とアタナシオスは答えた¹³³。これに直結した判事の決議案は、やや長いものの、古代教会のエキュメニカル公会議において判事に割り当てられていた役務を鮮明に浮き彫りにするものであるから、全文を引用しよう。

「われわれが見るように、最も尊敬すべきアタナシオスが罷免された後には、最も尊敬すべきサビニアノスは地方教会会議によってペレアの司教に叙階されたのであるから、彼はその職務に留まらなければならない。彼は実際

¹²⁸ ACO II, 1, 3, p. 69:8-81:24(ACO II, 3, 3, p. 76:25-89:14).

¹²⁹ ACO II, 1, 3, p. 81:25-34(ACO II, 3, 3, p. 89:15-23).

¹³⁰ ACO II, 1, 3, p. 81:35-82:2(ACO II, 3, 3, p. 89:24-28).

¹³¹ ACO II, 1, 3, p. 82:23-25(ACO II, 3, 3, p. 90:11-13).

¹³² ACO II, 1, 3, p. 82:30-32(ACO II, 3, 3, p. 90:18-19).

¹³³ ACO II, 1, 3, p. 82:33-34(ACO II, 3, 3, p. 90:20-21).

に出頭を命じられたこともないし、駁論されたことがないから、先入観を抱かれるようなことも一切起こっていない。一方、アタナシオスは、出頭命令に従わない者として罷免された後には、われわれが見るように、一方的にディオスコロスから司教職を回復させられたのであるから、黙さねばならなければならない。しかし彼を相手取って申し立てられたいくつかの訴因は、アンティオケイアの至聖なる司教マクシモスとその下にある会議によって審理されねばならぬ、とわれわれが判断する。したがって、今日から八か月の間に、かつて彼を相手取って申し立てられた訴因、また、これに加え、どんな訴因も審理されなければならない。そして罪や金の面で、彼について告訴され、記録されたすべての行為を、あるいは断罪に値する行為を一つでも為したことが証明されれば、司教職を失うだけでなく、司法に引き渡されるべきである。しかし申し上げた期間内に、審理もされず、有罪であるとも証明されなければ、アンティオケイアの至聖なる司教マクシモスによって、アタナシオスはペレアの司教職を回復する一方、最も尊敬すべきサビニアノスは司教の身分を保ちながら、ペレア人の財政力に準じて、アンティオケイアの最も尊敬すべき司教マクシモスが扶助料を定めるまで、司教の身分で養われる。これを聞いて、至聖なる公会議は、何を決議するかを聞かせてください。われわれが整理したことか、それとも他のことかを。」¹³⁴

判事案に対し満場一致で賛意が示されると、「われわれから整理されたことが聖なる公会議によって決議された」¹³⁵と判事は宣言し、これをもって第十四回総会は閉会となった。

3. 展望

ディオスコロスの処遇をめぐり、パレスチナの聖地に群がる修道士の間から

¹³⁴ ACO II, 1, 3, p. 82:36-83:19(ACO II, 3, 3, p. 90:23-91:9).

¹³⁵ ACO II, 1, 3, p. 83:25-26(ACO II, 3, 3, p. 91:14-15).

真っ先に批判の声が上がり、エルサレムの司教ユヴェナリオスが一時的に帝国首都への避難を余儀なくされるほどの反対運動にまで発展した。ここでは、帝政の懸命な対応により二・三年のうちに情勢は治まったが、エジプトでは深刻さを増す一方であった。ディオスコロスの後任に選ばれたプロテリオスが 457 年 3 月 28 日に起きた暴動の際に殺害されたこともあって、後継者は軍の力に頼らざるを得なくなっていた。そのためカルケドン公会議を支持していた者はメルキタイ、すなわち皇帝派と罵倒されることとなった。

こうした罵倒も示唆するように、カルケドン公会議の後、帝国の中央政権に対して周辺地域で高まりつつあった不満はキリスト単性論派の急速な勢力拡張のため重要な要因であった。思想の面ではキリスト単性論派に最有力の口実を提供していたのは、カルケドン公会議によるテオドレトスとイバスの復帰であった。後者がサッサン朝ペルシア領内に司教を務めていたマリに手紙を送ったのは、ネストリオスをめぐる論争が勃発する寸前に亡くなるまでモプスエステアの司教であったテオドロスの正統性を弁明するためであった。彼は、アンティオケイア伝承の大家とみなされていた一方、「ネストリオス主義の祖」としてキリスト単性論派から最も敵視されていた。サッサン朝ペルシアにおけるキリスト教の聖職者はエデッサの神学校で教育されていたので、そこで重要な教材でもあったテオドロスの著作の正統性についてマリから質問された時、当時には神学校長であったイバスはテオドロスの正統性を弁明したことは当然であろう。したがって、カルケドン公会議によってイバス自身の正統性に加えて、間接的にはテオドロスのそれも公認された、と解釈することは可能となっていた。

アレクサンドリア伝承の大家とみなされていたキュリロスは早くからテオドロスを相手取っていた攻撃に加担するよう要請されていたものの、晩年までは加担拒否の姿勢を貫いていた。しかし、テオドレトスのおかげで、テオドロスの影響が急増しつつあることに気づき、キュリロスはこれ以降、アンティオケ

イア伝承の各代表者を徹底的に論駁し続けた¹³⁶。そして、テオドレトスは猛烈な応戦を繰り広げた。

こうした経緯を踏まえて、6世紀の20年代以降、帝国の中央政權がとりわけエジプトとシリアにおけるキリスト単性論派との調停に取り組んでいた時、カルケドン公会議によって採択された教理の受理と引き換えに、テオドロス自身と彼の全著作、テオドレトスの著作中キュリロスを攻撃したもの、およびイバスのマリへの手紙、という「三章」の弾劾を進める政策が講じられたのである¹³⁷。

¹³⁶ 上掲拙論「エフェソス公会議後の新たな抗争」48-54頁参照。

¹³⁷ ここにいう「章」はラテン語の *capitulum* とギリシャ語の *kephalaion* の直訳だが、5・6世紀において、それは排斥・破門条項をさす術語として通用していた。三章弾劾の経緯については、拙論「自立主体の発見—古代キリスト論の遺産—」『南山神学』（第24号・2000年）94-99頁参照。